

京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会設置要綱

制 定 平成 19 年 6 月 26 日

(目的)

第 1 条 京橋地域の道路を歩行者が快適に通行できる活気に満ちた街づくりに向け地域住民、商店街、地権者及び関係行政機関等が一体となって取り組むことを目的として、京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会(以下「協議会」という)を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、地域住民、商店街、地権者及び関係行政機関で組織する。

2 協議会に参与を置くことができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会の会長は、委員の互選とする。

2 会長は、協議会の議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、内容に応じて委員以外の者が出席し意見を述べることができる。

(部会)

第 5 条 会長が必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は会長の指名する委員をもって組織する。

(事務局)

第 6 条 協議会の事務局は、都島区役所市民協働課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この要綱は、平成19年10月17日から改正する。

この要綱は、平成20年10月10日から改正する。

この要綱は、平成23年5月27日から改正する。

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

この要綱は、令和8年4月28日から施行する。